

[教育文化]基本計画施策表

閲覧用 持出禁止

章	節	項	細項目	担当課	ページ
教育文化	生涯学習	生涯学習の推進	推進体制の充実	生涯学習課	14
			関連機関との連携	生涯学習課	14
		学習機会の充実	学習ニーズに応じた学習機会の充実	生涯学習課	15
		生涯学習支援システムの整備	情報提供・相談体制の整備	生涯学習課	16
			施設・設備の整備・充実	生涯学習課	16
			読書活動の推進	生涯学習課	16
	幼児期教育	幼児期教育の充実	幼稚園の整備	教育総務課	18
			教育内容の充実	学校教育課	18
	学校教育	教育環境の整備	施設の整備	教育総務課	20
			設備・備品の充実	学校教育課	20
		通学環境の改善	適正な通学区域の設定	学校教育課	22
		教育内容の充実	学習指導、生徒指導の充実	学校教育課	23
			個に応じた指導の充実	学校教育課	23
			社会環境の変化に対応した教育の充実	学校教育課	23
			健康教育の充実	学校教育課	24
			安全教育の充実	学校教育課	24
			確かな学力の育成	学校教育課	24
			特別支援教育の充実	教育体制の充実	学校教育課
		教職員の資質の向上	研修の充実	学校教育課	29
			学校給食の充実	調理場方式の検討	学校教育課
		効果的な食育の推進		学校教育課	30
		社会教育	社会教育施設の整備	公民館の整備	中央公民館
	図書館の整備			図書館	32
	社会教育の振興		学習機会の拡充	生涯学習課	35
			団体の育成	生涯学習課	35
	指導者の育成	生涯学習課	35		
	スポーツ・レクリエーション	スポーツ環境の充実	スポーツ施設の整備	都市整備課 体育課	37
			スポーツ施設のネットワーク化	都市整備課 体育課	37
		スポーツ・レクリエーションの振興	市民スポーツの充実	体育課	39
			スポーツ団体の育成	体育課	39
			指導者の育成	体育課	39
			体育指導委員活動の推進	体育課	40
			スポーツ情報の提供	体育課	40
	市民文化	文化環境の整備	文化施設の整備	生涯学習課	42
			身近な活動の場の確保	生涯学習課	42
		芸術文化の振興	芸術文化事業の充実	生涯学習課	44
			文化団体・グループの育成	生涯学習課	44
		伝統・文化の維持継承	文化財の保護保存	生涯学習課	46
			歴史民俗資料の収集	生涯学習課	46
			伝統芸能の保存と育成	生涯学習課	46
	青少年健全育成	青少年健全育成の充実	青少年育成体制の充実	生涯学習課	49
			青少年育成事業の充実	生涯学習課	49
環境浄化と非行防止			生涯学習課	49	
国際化	国際化の推進	国際交流活動の推進	企画政策課	51	
		多文化共生社会の実現	企画政策課	51	

## 第1節 生涯学習

### 第1項 生涯学習の推進

#### 現況と課題

##### 推進体制の充実

少子高齢化・高度情報化・都市化・国際化などが急激に進む中、家庭形態の多様化、地域社会の変化などにより生涯学習に関する状況は変動しており、ライフスタイルや学習ニーズも多様化、高度化、専門化が進んでいることから、今後も学校や関連機関で実施している学習事業をさらに充実していく必要があります。

また、生涯学習を推進するために、生涯学習推進本部や推進協議会を活用し、さらなる体制の強化を図る必要があります。

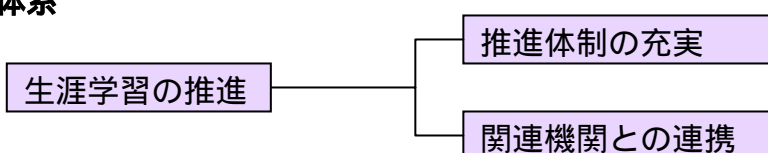
##### 関連機関との連携

市民の様々な学習要求に応えることが求められる時代となっており、関連施設、団体、民間企業等との連携が必要となっています。

#### 基本方針

1. 生涯学習社会の実現を目指すため、多様な学習要求に対応できる推進体制の整備を図ります。
2. 関連機関や団体との連携、協力体制を形成します。

#### 施策体系



#### 事業計画

##### 推進体制の充実

生涯学習関連事業は、多種多様な分野にわたっており、それらの事業を体系化し、市民に提供していくために、全庁的な推進体制の充実を図るとともに、推進施策の円滑な実施に努めます。

##### 関連機関との連携

生涯学習関連施設、国・自治体や文化・スポーツ施設など、関連機関や団体等と密接な連携を図り、市民の学習要求に対応できるよう協力体制を整備します。

#### 主要事業

- ・ 生涯学習推進組織の充実
- ・ 生涯学習関連施設等との連携の強化

## 第2項 学習機会の充実

### 現況と課題

#### 学習ニーズに応じた学習機会の充実

教育基本法では、「個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」とうたわれており、公民館等の社会教育施設では、個人

の要望や社会の要請にさらに応えることが求められています。

また、世論調査等においても、市民の学習ニーズは一段と多様化し、主体的に学習する意欲が高まっていることが伺えます。

### 基本方針

学習活動を通し、個人の生きがいづくりや地域教育力<sup>1</sup>の向上に結びつくよう、各年代や課題に応じた学習プログラムを提供するとともに、地域の文化・産業や

歴史風土について学習し、郷土に誇りを持つことができるような環境の充実に努めます。

### 施策体系

学習機会の充実

学習ニーズに応じた学習機会の充実

### 事業計画

#### 学習ニーズに応じた学習機会の充実

少子高齢化・高度情報化・都市化・国際化などに対応した学習プログラム提供のため、あらゆる関係機関との連携・協

力体制を強化し、生涯各期に応じた学習機会の充実に努めます。

また、出前講座<sup>2</sup>を活用して学習機会の提供に努めます。

### 主要事業

・ 学習ニーズや諸課題に対する学習プログラムの提供

・ 出前講座の開催

## 第3項 生涯学習支援システムの整備

### 現況と課題

#### 情報提供・相談体制の整備

市民の学習要求に沿った生涯学習への参加を図るためには、学習者の求めに応じた適切な情報の提供やレベルにあった学習ができるような相談体制の整備が必要です。

また、市民が学習の必要を生じたときに、求めている情報を速やかに提供できるよう新しい情報を収集・整理する必要があります。

#### 施設・設備の整備・充実

生涯学習施設の利用者の需要に対応するため、情報の収集・提供を兼ね備えた学習施設の整備が求められています。

#### 読書活動の推進

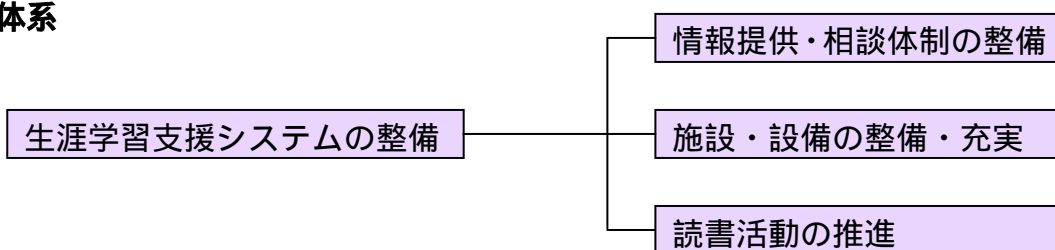
近年、子どもたちの興味や関心は、映像文化やメディア情報などの多様化により、読書離れが進んでいます。

そのため、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにすることができるよう、読書活動をさらに推進する必要があります。

### 基本方針

1. 適切な学習情報を提供する体制の整備を図るため、広報紙や情報紙による提供の他に、情報提供システム<sup>3</sup>の充実とともに相談体制の整備を図ります。
2. 公共施設のネットワーク化や設備の充実、学習の拠点となる施設の整備について協議・検討を進めます。
3. 子どもの豊かな感性・情緒を育む読書活動をさらに推進します。

#### 施策体系



## 事業計画

### 情報提供・相談体制の整備

学習ニーズに対応した情報を提供できるよう、学習情報紙の充実、広報紙での啓発、情報提供システム及び相談体制の整備を進めます。

### 施設・設備の整備・充実

公共施設のネットワーク化や施設の整備を進めるとともに、学習の拠点となる生涯学習センターの設置について協議・検討を進めます。

### 読書活動の推進

子どもの読書活動を推進します。

## 主要事業

- ・ 学習情報の収集・提供
- ・ 施設間の連携と有効活用
- ・ 公共施設の整備
- ・ 生涯学習センター設置の協議・検討
- ・ ブックスタート事業<sup>4</sup>の推進

## 第2節 幼児期教育

### 第1項 幼児期教育の充実

#### 現況と課題

##### 幼稚園の整備

本市の幼稚園施設は、市立4、私立5の幼稚園があり、園児数は平成22年5月1日現在1,014人と減少傾向にあります。園舎は老朽化しているため、整備が求められています。

##### 教育内容の充実

各幼稚園では、幼児の心身の発達と地域の実態に合わせた幼児期教育の推進を図っています。

新しい時代を担う、豊かな感性と人を思いやる心を備えた心身ともに健全な幼児を育成するため、幼稚園教育要領に基づき、幼児の遊びを中心とした集団生活の中で豊かな実体験から好奇心を育み、

健康な心と体を育て、幼児期にふさわしい道徳性を培いながら生活習慣や学習基盤を養うことが必要です。

そのためには、幼稚園教育の基本である物的環境、人的環境、自然や社会的環境等を通して、幼児一人ひとりの発達の特性に応じた保育実践が図られるよう、適切な指導体制の確立が求められています。

特にこの時期は、社会生活における習慣や態度を身につける大切な時期であり、望ましい教育やしつけが行われるためには家庭での教育が必要不可欠であることから、そのための支援をしていく必要があります。

また、少子化や社会経済環境の変化に伴う市民要望に対応するため、幼稚園の運営について、幅広い観点から検討することが必要です。

#### 幼稚園

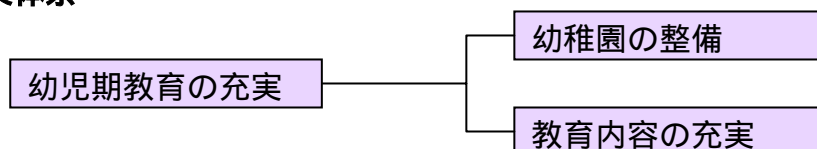
各年5月1日現在

年	区分	施設数			学級数			園児数(人)		
		公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
18		4	5	9	12	25	37	357	719	1,076
19		4	5	9	12	25	37	340	743	1,083
20		4	5	9	12	25	37	306	741	1,047
21		4	5	9	12	25	37	297	704	1,001
22		4	5	9	12	25	37	311	703	1,014

## 基本方針

1. 幼稚園施設を計画的に整備することにより、幼児の教育環境を整え、教育効果の向上を図ります。
2. 少子化や社会経済環境の変化に伴う市民要望に対応するため、幼稚園の運営について、幅広い観点から検討し推進します。
3. 幼児が夢や希望を抱き、楽しく充実した幼稚園生活を送ることができるよう「創意」と「ゆとり」のある教育計画の作成に努めます。
4. 教育目標を達成するため、幼稚園の教育活動全体を通して幼児の発達段階に応じた教育を推進します。
5. 家庭や地域社会との緊密な連携を深め、開かれた幼稚園づくりに努めます。
6. 指導体制の強化を図るため、指導目的に即した研修内容や方法等を取り入れながら職員個々の資質向上を図ります。

## 施策体系



## 事業計画

### 幼稚園の整備

老朽化した幼稚園の改修など、施設の整備に努めます。

2. 幼稚園教育要領の指針に基づき、創意と特色ある教育課程を編成し、教育内容の充実を図ります。

### 教育内容の充実

1. 豊かな生活体験を通して自我の形成を図り、心身共に健全な成長が図れるよう、一人ひとりの発達に応じた総合的な指導を推進します。

3. 研修課題を設定し、計画的、組織的、継続的な園内研修や園外研修活動の充実に努めます。

## 主要事業

- ・ 幼稚園の整備（認定子ども園<sup>5</sup>を検討）
- ・ 子育てふれあい広場の充実

## 第3節 学校教育

### 第1項 教育環境の整備

#### 現況と課題

##### 施設の整備

本市には、平成22年5月1日現在、小学校14校、中学校7校があり、児童数は4,742人、生徒数は2,573人となっています。

宅地開発などにより、児童生徒数が増加している学校もある一方で、少子化などの傾向により減少している学校もあります。

このような中で、老朽化が進んでいる建物の補修、建物の耐震診断及び耐震化、グラウンドの整備を計画的に行っています。

今後、少子化による児童生徒数の動向や、宅地開発事業などを的確に把握し、

学校の統廃合や通学区域を考慮しながら、適正な規模の施設を計画的に整備していく必要があります。

##### 設備・備品の充実

児童生徒が良好な環境のもとで教育を受けるには、設備・備品の充実が重要な条件であり、本市においては高度化、多様化する指導方法に対応するため設備・備品の充実に努めています。

今後も、学校の行う教育活動に配慮しながら、年々改良工夫が進んでいる設備・備品の充実に努め、それを効果的に活用することによって時代に即した教育が実践できるような教育環境を整備する必要があります。

#### 小学校

各年5月1日現在

年	区分	学校数	学級数	児童数	校舎面積 (㎡)		校地面積 (㎡)	屋内運動場面積 (㎡)
						うち非木造		
18		14	196	5,168	49,770	912	252,859	11,611
19		14	194	5,044	49,770	912	252,859	11,611
20		14	191	4,901	49,770	912	252,859	11,611
21		14	192	4,839	49,770	912	252,859	11,611
22		14	189	4,742	45,954	490	252,650	11,611

#### 中学校

各年5月1日現在

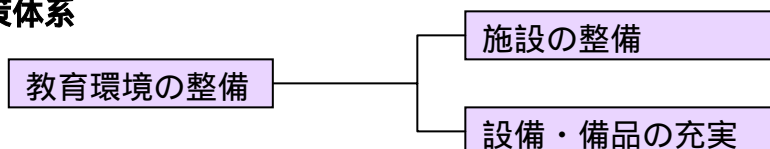
年	区分	学校数	学級数	生徒数	校舎面積 (㎡)		校地面積 (㎡)	屋内運動場面積 (㎡)
						うち非木造		
18		7	94	2,783	37,075	169	271,797	6,533
19		7	92	2,705	37,075	169	271,797	6,533
20		7	90	2,731	37,068	162	271,797	6,533
21		7	90	2,639	37,068	162	271,797	6,533
22		7	85	2,573	37,068	162	274,247	7,176



## 基本方針

学校施設、設備・備品を計画的に整備することにより、教育環境を整え、教育効果の向上を図ります。

### 施策体系



## 事業計画

### 施設の整備

1. 大規模改修、耐震対策等を計画的に行うとともに、施設の維持管理を充実し、安全性の確保を図ります。
2. 児童生徒の学習や生活の場として快適な環境を確保するため、グラウンドの整備拡充を図ります。
3. 児童生徒数の動向、宅地開発事業などを的確に把握し、校舎などの計画的な整備について検討します。

### 設備・備品の充実

1. 教育効果を考慮し、現有設備・備品の改善と改修を図ります。
2. 高度化する技術を取り入れた設備・備品への更新及び新規導入を図ります。

## 主要事業

- ・ 小中学校改築
- ・ 小中学校大規模改修・耐震補強
- ・ 小中学校水泳プール改修
- ・ 小中学校グラウンド整備
- ・ 小中学校教材備品整備

## 第2項 通学環境の改善

### 現況と課題

#### 適正な通学区域の設定

近年の宅地造成等の都市開発や市街地の空洞化現象等により、児童生徒をとりまく居住環境や通学状況も大きく変貌し、児童生徒数の偏在化が顕著になってきています。

また、少子化の進行に伴う児童生徒数の急激な減少により、学校の小規模化も

進行しています。

このような状況の中で、児童生徒の安全な通学と適正な学校規模の維持を図り、より教育効果を上げられるよう、全市的な立場で調査研究に取り組み、適正な通学区域の設定に努める必要があります。

### 基本方針

通学区域については、全市的な立場で、市の将来計画に基づき人口動態や地域の歴史的、社会的条件等を考慮しながら

ら、児童生徒の安全な通学と適正な規模の維持を図り、より教育効果が上げられるような通学区域の設定に努めます。

### 施策体系

通学環境の改善

適正な通学区域の設定

### 事業計画

#### 適正な通学区域の設定

全市的な立場で調査研究に取り組み、児童生徒の安全な通学と学校の適正な

規模の維持を図り、より教育効果を挙げられるよう通学区域の設定を行います。

## 第3項 教育内容の充実

### 現況と課題

#### 学習指導、生徒指導の充実

現在の教育課程は、生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図ることをねらいとしています。

各学校では、この教育課程の基準に示されたねらい、本県の教育施策、本市の教育行政の方針などに即して、児童生徒の実態を把握し、家庭、学校、地域の連携のもとに教育課程を編成し実施しています。特に、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を育て、一人ひとりの良さを伸ばす教育に取り組んでいます。PISA<sup>6</sup>調査など各種の調査から、現在の児童生徒の課題として、知識や技能を活用する能力、学習意欲及び体力の低下が見られるとともに、学習習慣や生活習慣が十分に身につけていないことなどが指摘されました。

このような中、新学習指導要領<sup>7</sup>では、「知識基盤社会」の時代においてますます重要となる『生きる力』という理念を継承しつつ、『生きる力』を支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図った教育活動の展開を求めています。

そこで、学習指導では基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視し、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能を活用する学習活動の充実が重要となります。さらに、これらの学習の基盤となる言語能力の育成と各教科の授業時数の適切な確保が必要不可欠となります。

また、生徒指導では学校の教育活動全体を通して心を育む教育を推進するとともに、生徒指導の機能を重視した授業展開と教育相談活動の充実を図り、児童生徒が意欲を持って、自らの責任において行動できる能力や態度の育成に努める必要があります。

#### 個に応じた指導の充実

児童生徒は、それぞれ能力・適性、興味・関心、性格等が異なり、知識、思考、心情、技能、行動等も千差万別です。個々の児童生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが必要です。

児童生徒個々が、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、その後の学習や生活に生かすことができるようにするとともに、自分自身のものの見方や考え方を育てるようにすることが大切です。

#### 社会環境の変化に対応した教育の充実

今日の社会の急激な変化の中で、特に、国際化、情報化、高齢化及び環境問題に対応した教育の充実が急務となっています。

国際化に対する対応ではELT<sup>8</sup>（英語指導講師）を採用し、児童生徒の英語コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の推進に力を注いでいます。

また、文科省発刊の「英語ノート<sup>9</sup>」が有効に活用できるよう、「電子黒板」を各学校に設置し、「英語ノート」を活用した外国語活動の推進を図る必要があります。

情報化への対応では、教員用パソコンの増設や、地デジ対応テレビを導入するなどICT<sup>10</sup>機器の有効活用を図り、情報活用能力の育成、学習への興味関心を促進させる必要があります。

高齢化への対応では、道徳や特別活動などで敬老の精神を養うとともに、高齢者とともに生きる自覚や福祉活動へ自然に取り組むことのできる地域環境づくりに努めています。

環境問題への対応では、家庭科・理科や特別活動などを通じて地球環境を守るための知識、理解を深め、身近なところから諸活動を推進しています。

今後は、これらの施策を一層推進していくとともに、近年、日本語の話せない外国籍の児童生徒が編入学してくるようになったため、これらの児童生徒に対する対応も検討していく必要があります。

### 健康教育の充実

食生活や日常生活の多様化に伴い、肥満、視力低下、口腔歯科疾患、アレルギー疾患や小児生活習慣病など、健康に問題を持つ児童生徒が増加しています。また、体格は向上しましたが、運動能力、体力は低下しています。このような現状から、健康教育は重要なものとなっています。

本市では平成元年に「健康都市宣言」を行い、各種健康診断など保健センターを拠点とした保健活動を展開しています。学校教育でも、体育科や保健体育科の保健指導、保健学習を中心に学校教育全体で健康教育を推進しています。

今後は健康診断を一層充実し、病気や障害の早期発見・治療に努める必要があります。また、乱れた生活リズムの改善を図るため、ヘルスプロモーション<sup>11</sup>の理念を基盤とした健康教育の充実に努め、子どもたちの健康保持・増進に取り組む必要があります。

### 安全教育の充実

命を守ることは、すべてのものに優先されなければなりません。そのため、各学校では学校行事や学級活動を中心に、学校教育全体を通して計画的に指導しており、交通安全教室や避難訓練では警察署、消防署などの協力も得ています。また、安全な環境をつくり出すために、各学校で定期的に安全点検を実施しています。

今後、さらに増加が予想される交通事故や学校事故を防止するためにも、「自分の命は自分で守る」という意識を育てるとともに、大人や地域が一体となった安全対策の推進が重要になります。また、他の機関とも協力して安全な環境を整備する必要もあります。

### 確かな学力の育成

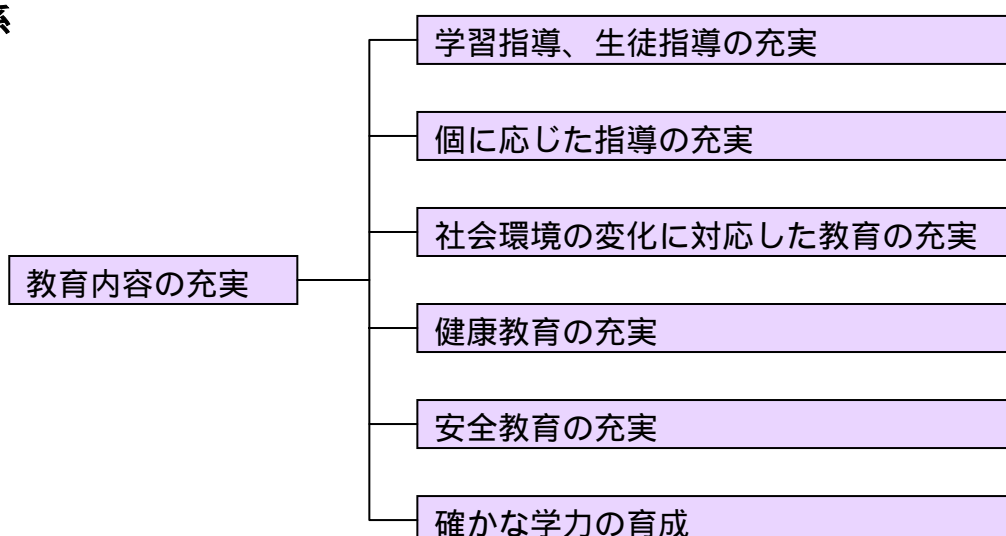
「平成 20 年度全国学力・学習状況調査」の結果、本市の児童生徒の場合、習得した知識や技能を活用する能力や適切に判断する能力について劣っている項目があることが判明しました。

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要があります。

## 基本方針

1. 基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、それらを活用する学習活動を充実させることにより、思考力・判断力・表現力を育み、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる「生きる力」を育てる教育を推進します。
2. 次代を担う子どもたちの育成に向けて家庭、学校、地域社会が連携を図り、学習習慣の定着を図るとともに、体験学習や多様な学習形態の工夫により個を生かす教育を推進し、学力向上を図ります。
3. 言語活動、理数教育、道徳教育、外国語教育の充実を図ります。
4. 各学校においては、実態を把握した上で、「個別指導・グループ指導」「習熟別指導」「補足的な学習・発展的な学習」を積極的に取り入れます。
5. 児童生徒個々の興味・関心や学習の深まりを図るために、ICT 機器の有効活用を図ります。
6. 国際化、情報化、高齢化、環境問題に対応した教育の充実を図り、豊かな人間関係づくりを推進します。
7. 学校支援ボランティアを中心に、外国籍の児童生徒への日本語指導の支援に取り組みます。
8. 世代を超えて社会問題となっている「生活習慣病」について、その要因を究明するとともに、生涯を通じ、健康で心豊かな生活を送ることができるよう健康教育を推進します。
9. 児童生徒が、安全で、健康な学校生活を送れるよう環境の整備と教育の充実に努めます。
10. 児童生徒が学ぶ楽しさを実感でき充実した学校生活を送れるよう、学習意欲を高める教育課程の編成に努めます。

## 施策体系



## 事業計画

### 学習指導、生徒指導の充実

1. 各学校において、「生きる力」を育む教育課程を編成し、日々の教育活動を進めます。
2. 学校教育活動全体を通して、望ましい人間関係を確立し、意欲的な生活態度の育成に努めます。
3. 児童生徒の悩みを解決するために、教育相談活動を充実します。

### 個に応じた指導の充実

1. 各学校に対し、個に応じた指導の充実を図るため、指導方法や指導体制の工夫改善を図るよう周知、指導を行います。
2. ICT 機器をはじめ、教育環境の整備を推進します。
3. 学校支援ボランティアを中心に、学習支援の推進に努めます。

### 社会環境の変化に対応した教育の充実

1. 国際化に対応した教育を推進するため、小中学校に ELT を配置し、中学生を海外に派遣します。
2. 情報化に対応した教育を推進するため、ICT 機器を設置し、機器操作のスキルアップと情報活用能力の育成に努めます。
3. 高齢化に対応した教育を推進するため、高齢者を敬う意識の高揚と福祉活動の充実に努めます。

4. 環境問題に対応した教育を推進するため、地球環境の理解を深め、自分でできることから実践化を図る指導に努めます。

### 健康教育の充実

1. 生涯を通して健康な生活を送るための基礎的な体力の向上や健康の保持増進に関する態度、知識を育てるため、保健・体育の学習を中心に、学校教育活動全体で指導の充実に努めます。
2. 健康診断を引き続き実施し、病気や障害の早期発見・早期治療に努めます。

### 安全教育の充実

1. 安全教育の全体計画に基づき、計画的に諸活動を推進します。
2. 安全指導や環境の整備に努めるとともに、関係機関などに協力を要請します。

### 確かな学力の育成

1. 総合的な学習の時間や選択学習など児童生徒の興味・関心を生かした教育を推進するとともに、社会科や宿泊学習・職場体験などの体験活動を通じた学習を重視して取り組みます。
2. 地域も含めた多様な指導者の協力指導により、個を生かす教育の充実に努めます。
3. 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るため、体験的な活動や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導に努めます。

4. 読み聞かせや図書館ボランティアなど地域人材を活用し、読書活動推進に努めます。

## 主要事業

- ・ 中学生及び教職員海外派遣
- ・ ELT、スクールカウンセラー<sup>12</sup>、心の教室相談員<sup>13</sup>のほか、学校支援ボランティアや地域人材の有効活用
- ・ 適応指導教室<sup>14</sup>の充実
- ・ 新学習指導要領及び移行期間の趣旨を踏まえた教育課程の編成
- ・ ICT 機器の整備（パソコン、地デジテレビ、電子黒板等）及び有効活用
- ・ 福祉教育、環境教育、人権教育の全体計画・指導計画の作成と推進
- ・ 関係機関と連携した教育活動の展開
- ・ 「いきいきちばっ子健康体力づくりモデルプラン」の励行、個を生かす指導の充実（習熟度別学習・チームティーチング・補充学習・繰り返し指導・ドリル学習・学習相談の推進等）
- ・ 出前授業、見学、調査活動等の体験的活動の有効活用

## 第4項 特別支援教育の充実

### 現況と課題

#### 教育体制の充実

ADHD<sup>15</sup>、LD<sup>16</sup>、高機能自閉症<sup>17</sup>等の発達生涯のある子どもは、学習や行動上、様々な困難をきたします。全般的な知的発達の遅れがないため、ともすると本人のわがままや努力不足、家庭のしつけの問題と誤解され、誤った対応によっ

て不登校や反社会的な行動等、二次的な障害を引き起こすことも少なくないのが現状です。

特別支援教育の推進にあたっては、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した、適切な教育や必要な支援を行うことが重要です。

#### 特別支援教育の状況

平成22年5月1日現在

種別 区分	小学校	中学校	特別支援学校等			
			幼	小学部	中学部	高校部
学校数	13	5	-	-	-	-
学級数	23	10	-	-	-	-
児童・生徒数	49	29	-	20	19	38

### 基本方針

特別支援教育については、担当教諭だけでなく学校全体で組織的支援を行うほか、関係機関と連携し教育体制の充実

を図り、一人ひとりの障害に応じたきめ細かな教育を推進します。

### 施策体系

特別支援教育の充実

教育体制の充実

### 事業計画

#### 教育体制の充実

1. 校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的支援が可能となるよう、教職員の意識改革に努め、校内の協働体制を確立し、特別支援教育の推進を図ります。

2. 関係機関や保護者等との連携を深め、特別支援教育の推進を図ります。

### 主要事業

・「茂原市発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の推進

・巡回相談員、専門家チームの派遣・支援  
・特別支援教育支援員の計画的な増員



## 第5項 教職員の資質の向上

### 現況と課題

#### 研修の充実

学校教育の成果は、教職員の資質や力量に負うところが大きいものがあります。そのため、教職員一人ひとりが自主的・意欲的に研修に努め、自己の資質・力量を磨き向上を図る必要があります。

さらに、平成22年度から実施となった「新学習指導要領」の趣旨を生かした教育活動の展開が求められます。

具体的には小学校での外国語活動の導入、理数教育の充実など、時代の要請や児童生徒の実態に基づいた教育が求められています。

自己研修、校内研修、校外研修など、教員個々や各学校の実情に沿った研修内容や方法を工夫し、最小限の日数で最大の効果が挙げられるように努める必要があります。

### 基本方針

1. 広い視野で、本市や自己の教育課題を解決するために必要な研修を実施し、教職員の資質向上に役立てます。
2. 「授業は教師の生命線」を再認識し、教師自らの授業力アップを図ることで、児童生徒及び保護者から信頼される教師・学校づくりを目指します。

### 施策体系

教職員の資質の向上

研修の充実

### 事業計画

#### 研修の充実

1. 各学校や茂原市教育研究協議会に対して引き続き助言を行い、研修の充実を図ります。
2. 本市の教育課題の解決に資するため、教育課題に沿った研修の充実を図るとともに、県教委主催の研修会への積極的な参加を促進します。
3. 視野の広い教職員を育成するため、県外や海外に教職員を派遣します。

### 主要事業

- ・ 自主研究グループの育成

## 第5項 学校給食の充実

### 現況と課題

#### 調理場方式の検討

本市においては、中央学校給食共同調理場1か所、単独調理校（小学校）4か所、親子方式<sup>18</sup>調理校（幼稚園）1か所で、幼児・児童・生徒に完全給食を実施しています。

今後、全校を対象に、共同調理場方式、完全民間委託への切り替えについて、抜本的に見直す必要があります。

#### 効果的な食育の推進

近年の偏った栄養摂取、朝食の欠食などの食生活の乱れや肥満など、子どもた

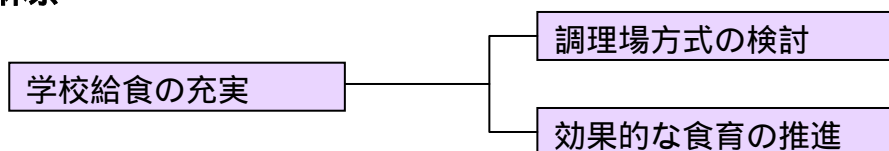
ちの食に起因する健康問題が深刻化している状況を踏まえ、「食育基本法」が制定されました。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっています。

各学校では食育の全体計画・年間指導計画を作成し、給食を活用した学習を中心に家庭科や学級活動及び総合的な学習の時間等で食に関する指導に取り組むとともに、給食試食会や給食だより等を通して保護者への食育の重要性について啓発を図ることも重要です。

### 基本方針

1. 安全安心で豊かな学校給食を安定供給するために、調理場方式の抜本的な見直しを図るとともに、食事の基本的習慣・態度の育成に努めます。
2. 安全安心で豊かな学校給食を安定供給するとともに、栄養職員や養護教諭との連携を密にし、正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付けることなどを目標とした食育のさらなる充実を図ります。
3. 食育を推進するため、栄養教諭の配置に努めます。

### 施策体系



## 事業計画

### 調理場方式の検討

学校給食を民間委託へ切り替える方針で見直しを図ります。併せて、PFI<sup>19</sup>方式等による新しい共同調理場の建設、単独調理校の共同調理場への一元化を検討します。

### 効果的な食育の推進

1. 各学校において給食年間指導計画に基づき、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう計画的に指導します。
2. 家庭と学校の連携を密にし、保護者へ食育の重要性を働きかけ、基本的習慣や態度の育成に努めます。

## 第4節 社会教育

### 第1項 社会教育施設の整備

#### 現況と課題

##### 公民館の整備

社会教育施設として、現在公民館4館と分館1館が設置されており、市民の生涯学習の重要な施設として、また身近な学習の場として利用されています。

しかし、施設は老朽化が進んでいるため、学習環境の整備や時代に即した機器の充実を図っていく必要があります。また、社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化しており、市民の学習活動に対する意欲もますます高まり、公民館の果たす役割は重要になっていることから、地域における学習の場として生涯各期に応じた学習機会を提供していく必要があります。

##### 図書館の整備

図書館は、昭和48年に近代図書館の使命である資料情報センター及び社会教育推進の施設として開館しましたが、施設は老朽化し敷地も狭い状況です。

このような中で、今後さらに増加が予想される利用者に対応するためには、施設の整備や幅広い資料の収集を推進する必要があります。

#### 基本方針

1. 身近な生涯学習の場である公民館について、各地区の施設と連携を図りながら、利用者の立場に立った施設運営および整備に努め、より多くの市民に学習活動の場を提供します。
2. ますます高度化、多様化する市民の学習ニーズに応えるため、図書館施設の整備や蔵書の収集に努め、サービスの充実を図ります。

#### 施策体系

社会教育施設の整備

公民館の整備

図書館の整備

## 社会教育施設

種別	区分	名称	建物延面積(m <sup>2</sup> )	年度別利用状況の推移(人)					備考
				17	18	19	20	21	
公民館		中央公民館	1,406.00	56,934	46,564	25,287	30,847	29,221	講座室、調理室、研修室3、会議室3、図書室、ホール、ギャラリー(S42・6開設)
		本納公民館	1,286.95	34,580	23,410	23,506	22,425	21,805	講座室、調理室、研修室4、視聴覚室、会議室2、図書室、展望室(S48・4開設)
		鶴枝公民館	669.70	24,638	19,057	20,486	22,743	24,797	会議室2、図書室、研修室2、ホール、調理実習室(S57・4開設)
		本納新治分館	514.10	-	-	2,306	2,164	2,295	会議室、展示室、講堂、調理室、図書室(S32・4開設)
		計5	3,876.75	116,152	89,031	71,585	78,179	78,118	
図書館		図書館	2,022.57	79,170	58,180	77,398	78,591	84,921	おはなし室、一般貸出書架室、児童室、館外奉仕室、自由読書室、郷土資料室、AV資料室、雑誌庫レファレンスコーナー、保存庫、書庫2(S48・5開設)
		駅前学習プラザ図書室	332.33	24,928	31,931	27,156	25,958	25,618	図書室(H14.10.15開設)
		東部台文化会館図書室	233.77	20,771	25,177	22,362	24,415	27,434	図書室(S60・4開設)
		計3	2,588.67	124,869	115,288	126,916	128,964	137,973	

## 図書の利用状況の推移

(単位:冊)

年度	区分	図書館				読書センター			東部台文化会館			本納公民館		
		図書	雑誌	紙芝居	AV資料	図書	雑誌	紙芝居	図書	雑誌	紙芝居	図書	雑誌	紙芝居
17		202,431	11,012	2,418	16,073	8,205	204	2,184	62,712	3,294	1,120	2,015	0	26
18		146,004	7,431	1,893	12,607	8,616	364	2,473	77,193	3,306	1,316	981	0	17
19		193,650	10,223	3,027	16,325	10,609	313	2,926	69,544	2,767	949	1,147	0	29
20		193,937	10,039	3,053	16,946	23,434	570	10,343	73,594	3,022	1,319	1,227	36	14
21		209,766	10,800	3,376	17,920	14,758	346	3,109	83,557	3,193	1,183	1,087	28	13
年度	区分	鶴枝公民館			五郷福祉センター			豊田福祉センター			二宮福祉センター			
		図書	雑誌	紙芝居	図書	雑誌	紙芝居	図書	雑誌	紙芝居	図書	雑誌	紙芝居	
17		459	36	2	1,249	125	31	3,190	205	249	3,377	213	69	
18		250	15	13	1,514	158	155	2,594	169	183	2,816	198	96	
19		386	11	17	1,779	65	62	2,416	127	329	1,772	106	57	
20		377	18	41	1,138	66	43	2,206	119	392	1,663	117	103	
21		344	26	26	900	114	18	1,543	118	344	1,879	125	110	
年度	区分	豊岡福祉センター			東郷福祉センター			茂原駅前学習プラザ			本納公民館新治分館			
		図書	雑誌	紙芝居	図書	雑誌	紙芝居	図書	雑誌	紙芝居	図書	雑誌	紙芝居	
17		2,469	165	71	6,298	357	412	62,546	2,780	488	205	15	0	
18		2,192	95	32	5,780	272	422	81,121	3,219	750	219	6	3	
19		1,551	75	31	5,106	232	354	69,099	2,909	578	252	2	11	
20		1,857	99	17	4,691	237	284	67,616	2,548	535	215	7	21	
21		1,900	121	18	4,444	231	367	67,252	2,614	455	259	10	2	

## 蔵書の推移

各年4月1日現在（単位：冊）

年	区分	一般図書	郷土資料	参考図書	児童図書	合計
18		120,642	22,874	10,027	60,579	214,122
19		127,477	24,225	10,107	63,062	224,871
20		133,805	24,697	10,190	65,012	233,704
21		141,050	25,022	10,251	66,739	243,062
22		148,873	25,341	10,337	69,155	253,706

## 事業計画

### 公民館の整備

既存施設の機能充実を図ります。

### 図書館の整備

老朽化の著しい施設の整備を図り、多様な蔵書の収集に努めます。

## 主要事業

- ・ 公民館施設の整備
- ・ 施設の連携と有効利用
- ・ 図書資料の充実
- ・ 図書館施設の整備

## 第2項 社会教育の振興

### 現況と課題

#### 学習機会の拡充

市民の学習ニーズが多様化・高度化しています。今後は、質の高い学習内容や様々な学習機会を提供するために、学習事業の充実とともに学習の場を確保する必要があります。

に生かされているとはいえません。今後は、社会教育関係団体が相互に連携を深めるとともに、活動の目を外に向け、地域やボランティアに生かすことができるよう、さらに充実・発展を図る必要があります。

#### 団体の育成

社会教育関係団体は、それぞれの目的に応じた活動を展開しています。団体間の交流や組織化は図られてきているものの、まだ十分ではなく、学習成果も社会

#### 指導者の育成

団体の育成には指導者の力に負うところが大きいため、指導者の発掘・育成を図る必要があります。

#### 社会教育関係団体と参加者数

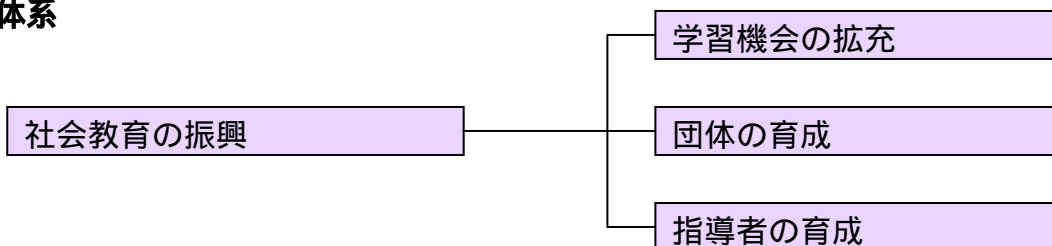
平成22年4月1日現在

団体名	区分	会員数 (人)	備考
連合婦人会		190	各種研修会、七夕おどり他
連合子ども会		3,114	キャンプ、交歓会、七夕子ども御輿パレード
青少年相談員連絡協議会		77	青少年相談、ふぁみりーグランドゴルフ大会、つつじマラソン他
PTA連合会		6,496	小学校陸上競技大会、常任委員会他
青少年育成茂原市民会議		23,870	少年の主張大会、僕と私のジャンピング大会他

### 基本方針

1. 社会教育・家庭教育・学校教育との連携の確保に努め、学習機会を提供するため、ニーズにあった講座の開設・各種学級を開催し学習の場の確保を図ります。
2. 社会教育関係団体の活動支援及び団体間の交流を図ります。
3. 社会教育関係団体の指導者の発掘及び育成を図ります。

**施策体系**



**事業計画**

**学習機会の拡充**

社会教育・家庭教育・学校教育と連携し、ニーズにあった講座・各種学級を開催し学習の場を確保します。

**団体の育成**

社会教育関係団体の活動を支援し、団体間の交流を促進します。

**指導者の育成**

社会教育関係団体の指導者を発掘し、育成します。

**主要事業**

- ・ 講座・各種学級の充実
- ・ 団体の育成

- ・ 指導者の育成



## 第5節 スポーツ・レクリエーション

### 第1項 スポーツ環境の充実

#### 現況と課題

##### スポーツ施設の整備

余暇の増大、生活水準の向上、高齢社会への移行等に伴い市民の間に健康づくりや体力づくりのためにスポーツ・レクリエーションを楽しみたいという要望が増大してきています。このため、市民がいつでも気軽に利用することができるスポーツ施設が必要となっています。

既存のスポーツ施設としては市民体育館、市営野球場、市営庭球場、運動広場があります。また、学校施設開放として市内の小中学校の体育館、格技館やグラウンド、一部県立高等学校の体育施設等も開放しています。

これらの施設は計画的に整備を進めていますが、老朽化が進んでいるため、より利便性を向上させるために大規模改修を必要としています。

##### スポーツ施設のネットワーク化

市営施設として、体育館、野球場、庭球場等があります。長生郡市広域市町村圏組合の施設では、温水センター、スポーツ運動広場があります。県立長生の森公園施設では野球場、庭球場、ゲートボール場があります。また、市内企業の福利厚生施設として体育館・グラウンド等があり、一部が市民にも開放されています。

今後、利用者の利便性を高めていくため、各施設のネットワーク化を推進する組織について検討していく必要があります。

##### 体育施設

平成21年4月1日現在

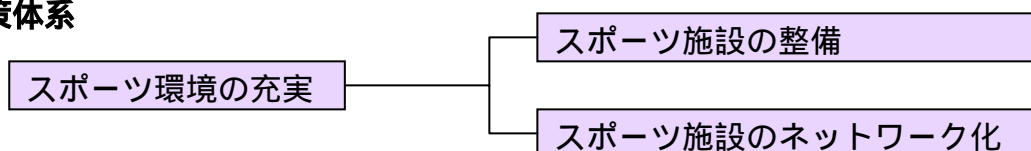
		施設名	面積等(m <sup>2</sup> )
市民体育館	市	大体育室 バレーボール3面、バスケットボール2面 テニス2面、パドミントン8面他	1,829
		卓球場	369
		剣道場	370
		柔道場	401
		弓道場	77
		トレーニング室	176
		会議室 第1会議室70人 第2会議室30人	157
	総計	3,379	
		野球場	1面
		庭球場	11面
		多目的運動場(鶴枝・本納・豊岡)	3カ所

## 基本方針

市民スポーツ・レクリエーションの振興を図るためスポーツ施設の整備拡充に努め、利用者の利便性を高めるため各スポー

ツ施設間のネットワーク化を推進します。

## 施策体系



## 事業計画

### スポーツ施設の整備

1. 市民ニーズに対応するため、市民体育館敷地における健康づくりスポーツ広場、駐車場やアプローチ広場などの既存施設の整備に努めます。
2. 地域スポーツの振興を図るため、学校体育施設の開放を積極的に進めます。また、学校体育施設の整備を促進するとともに利用団体を組織化し、利用・管理の円滑化を図ります。

3. トレーニング機器の整備・充実に努め、利用促進に努めます。

### スポーツ施設のネットワーク化

郡内にある公共スポーツ施設や民間企業のスポーツ施設、有料民間スポーツ施設など、利用者がいつでも気軽に利用できるようネットワーク化を推進していくための組織を検討します。

## 主要事業

- ・ 市民体育館の大規模改修
- ・ トレーニング機器の整備
- ・ 施設間の連携と有効利用

## 第2項 スポーツ・レクリエーションの振興

### 現況と課題

本市では、体育指導委員会や体育協会などの各種スポーツ団体や指導者が連携を図りながら、各種スポーツ教室や大会などを開催し、スポーツ・レクリエーションの振興に努めています。

近年、核家族化や都市化が進み、地域社会の連帯感が希薄化する中で、生涯スポーツの観点に立ち、市民だれもが参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めることが必要です。また、スポーツによる楽しさや爽快感と市民相互の連帯感の醸成などの精神的充足感を満たすことに努めていく必要があります。

#### 市民スポーツの充実

平成20年度市主催のスポーツ教室は、子どもから高齢者まで各年齢層の初心者を対象に基本的な技術の習得を目的として、6種目10教室を開催し、3,881人の参加があり、健康に対する意識が高まっています。また、ウォーキングやファミリースポーツまつり、スポーツ・レクリエーション祭等各種大会への人気も高まっています。

一方、競技スポーツの振興については、市民体育祭の開催、千葉県民体育大会への選手の派遣等を通し競技力の向上に努めていますが、より一層の競技力向上のため底辺の拡大・選手層の拡大が重要な課題となっています。さらに、市民ニーズを十分に取り入れ、だれもが気軽に参加できるような魅力的なスポーツ教室・大会・講習会にしていく必要があります。

#### スポーツ団体の育成

スポーツ団体は愛好者が自主的、自発的に集まり継続的に活動を行うものであり、その活動は地域スポーツ振興の中核となるものです。また、スポーツを通して仲間意識を育て、地域住民の連帯感と帰属感を高める社会効果も期待されます。

このため、余暇時間の増大、高齢社会の進展などの社会環境の変化とあいまって、スポーツ団体の育成は地域スポーツ振興の課題となっています。

今後は競技スポーツ向上のために体育協会の強化を図り、少年スポーツ向上のために小学校を単位とするスポーツ少年団の育成に努めるとともに、市民スポーツの一層の振興を図るため、市民がいつでも、だれでも加入できるスポーツ団体の育成が必要となっています。

#### 指導者の育成

スポーツへの関心の高まりの中で、一層の振興とその質的向上を図るために、指導者の育成が重要となってきています。平成20年度千葉県スポーツリーダーバンク20への登録者数は9名、茂原市スポーツリーダーバンクへの登録者数は82名で、指導者の育成のため実技や指導の講習会を実施しています。また、平成20年度に千葉県東部地区スポーツ指導者協議会が発足し、その後、茂原市スポーツ指導者協議会が体育協会の中に組織化されました。

指導者の育成で終わることなく、指導者としての資格を取得した者や能力を有する者に、その能力を生かす機会、活動の場が与えられることにより、指導者育成の意義が高まります。今後は指導者の発掘及び有効活用が重要となっています。

### 体育指導委員活動の推進

市民のスポーツ振興という観点から、現在、20名の体育指導員が各種スポーツ大会の企画・運営に参加するとともに、体育指導委員活動として「Let'sエンジョイ・ウォーキング」やミニバレーなどのニュースポーツ<sup>21</sup>の普及・振興にも積極的に取り組んでい

ます。今後は、さらなるニュースポーツの普及に努める必要があります。

### スポーツ情報の提供

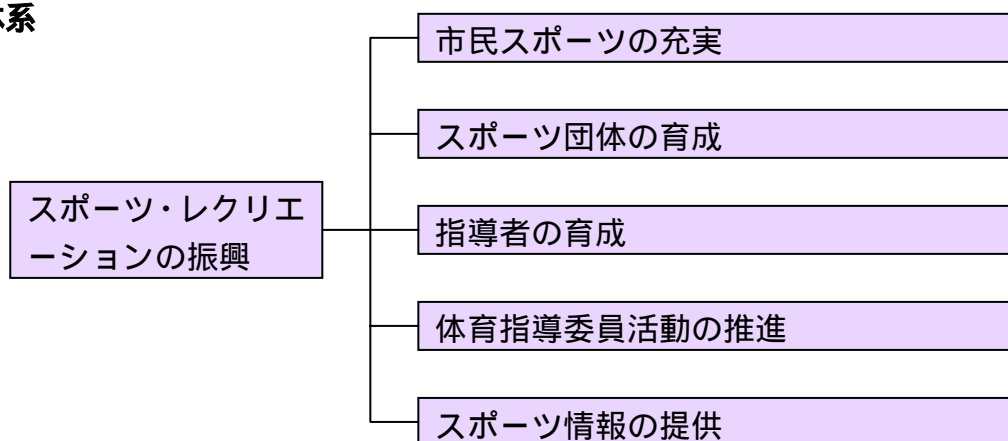
市民にスポーツ情報を提供する手段として、ホームページ、広報もばら、「スポーツもばら」の発行とポスターやパンフレット等の公共施設への掲示により、周知に努めています。今日の情報通信システムの飛躍的な進歩から、今後、インターネット等を利用した情報提供システムの充実を図っていく必要があります。

## 基本方針

スポーツ・レクリエーションを通して市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに市民の連帯意識の高揚を図り、健康

で明るい活力に満ちた生活の実現を目指します。

## 施策体系



## 事業計画

### 市民スポーツの充実

1. 市民要望を十分に取入れた、より魅力的なスポーツ教室・大会・講習会の開催に努めます。

2. 競技力を向上させるため、大会の開催、大会への選手の派遣を通して、選手層の拡大を図ります。

## スポーツ団体の育成

市民スポーツの一層の振興を図るため、体育協会の強化と各種スポーツ団体の育成に努め、スポーツを通して健康で明るい市民づくりを推進します。

## 指導者の育成

スポーツ指導者の育成に努めるとともに、指導者に活動の場を与えることにより、その有効活用を図り、スポーツの振興に努めます。

## 体育指導委員活動の推進

体育指導委員活動を活発化して、誰でも参加できるスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、生涯スポーツ活動の実践に努めます。

## スポーツ情報の提供

広報もばら、スポーツもばら、ポスター、ホームページ等を活用し、スポーツ教室・大会の案内など、スポーツ情報の提供とその充実に努めます。

## 主要事業

- ・ 市民体育祭の開催
- ・ スポーツ団体の育成
- ・ 指導者の育成と活用

## 第6節 市民文化

### 第1項 文化環境の整備

#### 現況と課題

##### 文化施設の整備

芸術文化活動の拠点として、美術館・郷土資料館、市民会館がありますが、特に市民会館は老朽化が著しい状況です。今後は、新文化会館の建設を検討する必要があります。

市民の生涯学習の意識の高まりとともに、身近な場所で、より質の高い文化活動が求められています。

今後は、美術館・郷土資料館や市民会館をはじめ各施設との連携を深め、芸術文化活動の情報提供の充実を図るとともに、施設相互の有効利用を促進する必要があります。

##### 身近な活動の場の確保

市民の文化活動の場として、美術館・郷土資料館や市民会館をはじめ、公民館、福祉センター、東部台文化会館等の施設があります。

#### 基本方針

1. 芸術文化活動の拠点施設の整備に努めます。
2. 市民の健全で創造的な文化活動を支援するため、各施設、関係機関と連携を深め有効利用を図ります。

#### 施策体系

文化環境の整備

文化施設の整備

身近な活動の場の確保

## 事業計画

### 文化施設の整備

施設の改修に努めるとともに、新文化会館の建設を検討します。

### 身近な活動の場の確保

各施設間の連携を深め、情報交換、施設の有効利用に努めます。

## 主要事業

・新文化会館建設の検討

・施設間の連携と有効利用

## 第 2 項 芸術文化の振興

### 現況と課題

#### 芸術文化事業の充実

芸術文化に触れる機会を身近な場所で得たいという意識の高まりが見られることから、市民が芸術文化に触れる機会を提供する必要があります。

#### 文化団体・グループの育成

現在、市民の自主的な文化活動が活発になってきており、文化協会を中心とした情報交換や団体間の連携を深め、自主的な文化活動をさらに高めていく必要があります。

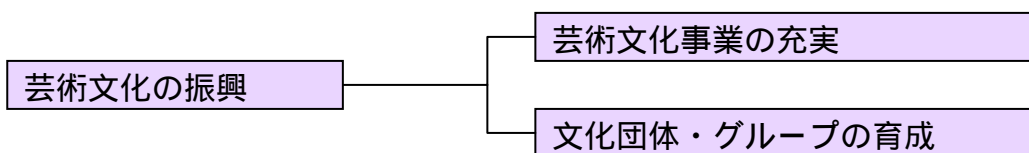
#### 文化協会加入団体の現況

協会名	会員数	協会名	会員数	協会名	会員数
音楽協会	26名	文芸協会	185名	茂原写友会	21名
美術協会	106名	刀剣愛好会	10名	盆栽連合会	58名
書道協会	62名	洋舞協会	213名	本納文化財顕彰会	72名
民謡舞踊協会	290名	三曲協会	25名	ハーモニカ協会	42名
日将連茂原支部	30名	華道協会	149名	音楽文化塾赤い鳥	35名
茂原交響楽団	40名	吟詠協会	180名		
陶芸研究会	15名	茶道協会	145名		
ピアノ協会	44名	日本郵趣協会茂原支部	15名	計21団体	1,763名

### 基本方針

1. 市民の文化活動の機会を充実し、芸術文化の振興を図ります。
2. 文化団体等の組織を充実し、市民の自主的な文化活動を支援します。

### 施策体系





## 事業計画

### 芸術文化事業の充実

1. 優れた美術品等の資料収集を進めるとともに、地域の特性を生かした収蔵品展、企画展等を開催し、芸術文化の振興を図ります。
2. 文化活動の成果の発表の場として、文化協会と連携して文化祭を開催し、市民の文化活動の意欲向上に努めます。

### 文化団体・グループの育成

文化協会への加入促進を図り、組織を充実・強化することにより、自主的な芸術文化活動を推進します。

## 主要事業

- ・ 美術品等の資料収集
- ・ 収蔵品展、企画展等の開催
- ・ 文化祭の開催
- ・ 文化協会への加入促進

## 第3項 伝統・文化の維持継承

### 現況と課題

#### 文化財の保護保存

生活環境の変化により、本市に伝わる伝統文化の継承が難しくなっています。また、家主の代替わりにより、郷土資料は散逸の危機にさらされています。

#### 歴史民俗資料の収集

歴史民俗資料については、資料が散逸しないよう、図書館、美術館・郷土資料館などの各所が連携して情報収集し、郷土資料の収集に努める必要があります。

#### 伝統芸能の保存と育成

社会状況が変わり、伝統芸能の伝承が困難になっています。伝統芸能保存団体の活動を支援し、後継者の育成を図る必要があります。

### 指定文化財の現況

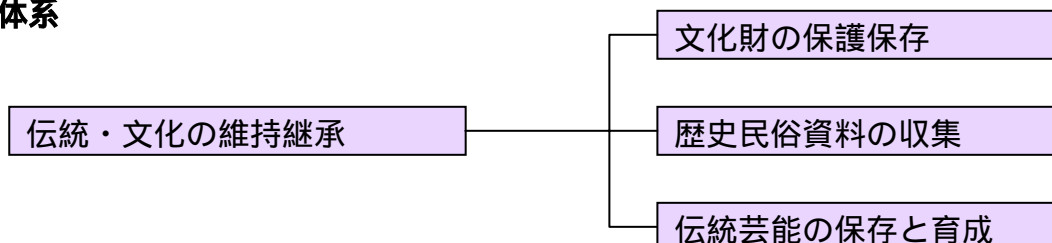
平成22年4月1日現在			
指定	区分	数	名称及び場所
国	天然記念物	2	鶴枝ヒメハルゼミ発生地(上永吉)、ミヤコタナゴ
	登録文化財	3	茂原昇天教会(茂原)、加藤家住宅主屋、加藤家住宅長屋門(山崎)、
県	有形文化財	9	木造釈迦如来立像附紙本墨書納入文書(三ヶ谷)、梵鐘(下太田)、上総国式宮之庄渋谷郷御縄打水帳(渋谷)6冊、鑄銅鱧口(高師)、銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像(中善寺)、鑄銅鱧口(茂原)、上総国式宮之庄渋谷之郷之内北塚村御縄打水帳(高師)4冊、橋木社文書(10通)2巻附長谷川有則文書請取状控(1通)(本納)、一宮藩の大筒(高師)
	史跡	2	荻生徂徠勉学の地(本納)、宮ノ台遺跡(綱島)
市	有形文化財	25	石神貝塚出土注口土器(高師)、宮ノ台遺跡出土品(綱島)、上総国二之宮庄渋谷村五人組帳(渋谷)、光福寺磨崖仏(腰当)3体、御涅槃画像(本納)、羯鼓獅子頭(本納)、元禄津波供養塔(鷲巢)、宮ノ下遺跡出土器(高師)、釈迦三尊図(本納)、行徳寺念仏供養塔(中善寺)、真名天照大神社の絵馬(真名)9面、木造十一面観音立像(中善寺)、石造釈迦如来立像(茂原)、庚申供養塔(下永吉)、富士見台横穴出土須恵器(高師)3点、藻原寺文書(茂原)10点、鏡谷横穴群出土遺物(高師)、藻原寺本堂唐門向拝彫刻(茂原)、鑄銅雲版(本納)、薬王寺の薬師如来像(高師)、橋樹神社荻生観扁額附荻生観自筆「琴の記」神代杉(本納)、千葉眼科記念館(上永吉)、高橋家古文書(高師)7,698点、上総国式宮庄黒戸村御検地水帳、上総国式宮庄黒戸屋敷帳(高師)3冊、八坂神社幟挟み(高師)5点
	無形民俗文化財	2	羯鼓舞(法目)、筒粥の神事及びお酌の神事(山崎)
	天然記念物	6	円立寺の菩提樹(栗生野)、蓮福寺の大公孫樹(本納)、本納橋樹神社社叢(本納)、大椎(大沢)、渋谷の大モミジ(渋谷)、真名天照大神社社叢(真名)
	史跡	11	白鳥庫吉生誕の地(長谷)、石神貝塚(石神)、常泉桃村三畏塾跡(柴名)、下太田貝塚(下太田)2ヶ所、東條一堂生誕の地(八幡原)、お馨さんの墓(箕輪)、荻生徂徠母の墓(本納)、上人塚(真名)、本納城跡(本納)、宮ノ下遺跡(本納)

郷土芸能保存団体		平成22年4月1日現在	
団体数	内容	活動地区	
17	囃子	11	立木、上永吉、中善寺、綱島、早野(横須賀・原)、早野(真先)、下永吉(平塚)、下永吉(中谷)、本納(仲町)、本納(御船町)、本納(本町)
	民謡・民舞	1	三ヶ谷・下永吉
	獅子舞	3	黒戸、木崎、本納(滝之谷)
	袖凧	1	下永吉
	鯛ちょうちん	1	茂原(通町)

## 基本方針

1. 文化財所有者の理解を得て、その保護・保存に努めるとともに、その有効利用を図り、文化財保護思想の普及に努めます。
2. 本市に伝わる貴重な郷土資料を収集・展示することにより、資料の散逸を防ぎ、郷土への愛着を深めます。
3. 各補助事業を活用し、伝統芸能保存団体の活動を支援し、後継者を育成し、市民が伝統芸能に対する理解と愛着を深めるよう努めます。

## 施策体系



## 事業計画

### 文化財の保護保存

1. 文化財調査を行い、貴重なものは指定文化財として保護・保存し、後世に伝えます。
2. 文化財を広く市民に公開し、文化財に対する理解を深め、文化財保護思想の普及に努めます。

### 歴史民俗資料の収集

後世に伝えることができるよう、市史編さんを視野に入れた郷土資料の収集・整理に努めます。

### 伝統芸能の保存と育成

伝統芸能保存団体の活動を支援し、後継者の育成に努めます。

## 主要事業

・郷土芸能発表会の開催

・郷土資料の収集

## 第7節 青少年健全育成

### 第1項 青少年健全育成の充実

#### 現況と課題

##### 青少年育成体制の充実

青少年の健全育成を図るため、青少年育成茂原市民会議、青少年相談員や青少年指導センターを中心とした市民の地域活動への参加を促進していく必要があります。

等による団体活動、文化、スポーツ、レクリエーション、自然体験等の社会教育活動について、地域の人々の協力を得ながら活動の促進に努めていく必要があります。

##### 青少年育成事業の充実

家庭・学校における教育や、子ども会

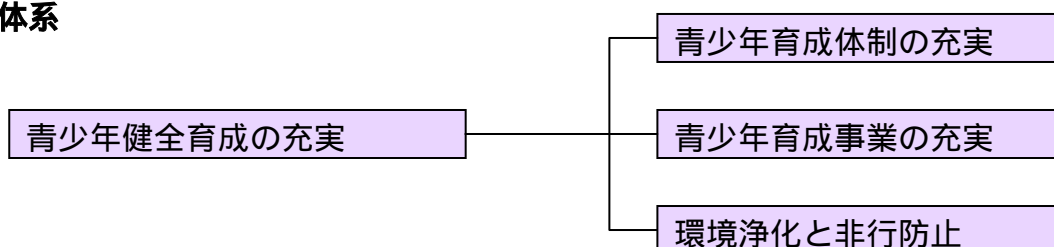
##### 環境浄化と非行防止

青少年指導センターを中心に、学校や警察等の各関係機関と連携を図り、環境浄化と非行防止に努める必要があります。

#### 基本方針

1. 青少年育成茂原市民会議、青少年相談員や青少年指導センターの活動を促進し、青少年の健全育成に努めます。
2. 家庭教育・学校教育・社会教育との連携を強化して、子ども会等社会教育関係団体の事業の充実に努めます。
3. 青少年指導センターを中心に、各団体・ボランティア等地域と一体となって環境浄化と非行防止に努めます。

#### 施策体系



## 事業計画

### 青少年育成体制の充実

青少年育成茂原市民会議、青少年相談員や青少年指導センターを中心に、市民の地域活動への参加を働きかけます。

### 青少年育成事業の充実

子ども会などの社会教育関係団体の活動を通して、スポーツ、レクリエーショ

ン、ボランティア活動等の充実を図るとともに、家庭における教育機能を向上させるため、家庭教育学級を開催します。

### 環境浄化と非行防止

青少年指導センターを中心に、学校や警察などの各関係機関と連携し、環境浄化と非行防止に努めます。

## 主要事業

- ・ 青少年育成市民会議及び青少年相談員活動の充実
- ・ 社会教育関係団体の事業の充実
- ・ 家庭教育学級の開催
- ・ 関係機関と連携した環境浄化及び非行防止活動の充実

## 第 8 節 国際化

### 第 1 項 国際化の推進

#### 現況と課題

##### 国際交流活動の推進

平成 14 年 5 月にソルズベリー市（オーストラリア・サウスオーストラリア州）と姉妹都市提携を結び、相互理解と友好親善を深めるとともに、両市民間の幅広い分野における交流を図るため、各種事業を実施しています。

国際交流活動によって得られる相互理解と信頼は世界の平和と繁栄に大きく寄与するものであり、さらに多くの市民が参加できる国際交流の機会を創出するとともに、今後も継続した取り組みが必要です。

また、国際交流活動を通じて、自らの歴史、文化など地域の良さへの認識を深めながら、地域文化をより豊かなものにするよう努めることも必要です。

##### 多文化共生社会の実現

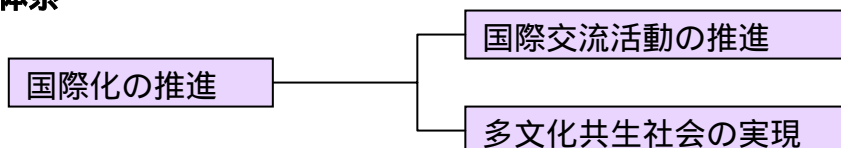
外国人市民の定住化傾向、国籍の多様化により、外国人市民が抱える問題も多様化しています。外国人市民の日本語能力が不十分であれば、必要な生活情報の入手が困難になります。多言語の通訳や多分野の知識や経験を持った市民と連携し、多文化共生社会の実現を目指すことが課題となっています。

こうした中、茂原市ではボランティアによる外国人への日本語指導や生活相談をはじめ、市民による自主的な各種国際交流活動が行われていますが、これらの諸活動の支援をはじめ、行政とともに国際化推進事業に取り組む国際交流協会の設立を検討し、早期の具体化を図ることが必要です。

#### 基本方針

1. 市民一人ひとりが国際社会の中で我が国の置かれている環境を認識し、国際交流を身近なものとしてとらえることができるよう、姉妹都市交流を中心に、各分野における国際交流事業を実施し、国際意識を高めるための事業を推進します。
2. 外国人市民が安心して暮らすことができるまちづくりの一環として、外国人のための各種情報提供に努め、日本語指導、生活相談をはじめとする国際交流・協力事業を行っている市内ボランティア団体との相互連携を図ります。また、国際交流が盛んなまちにするため、国際交流活動に多くの市民が参加できる体制を整え、外国人との交流機会の増大に努めます。

**施策体系**



**事業計画**

**国際交流活動の推進**

各学校において外国語教育など国際理解のための活動が実践されていますが、青少年をはじめ多くの市民が、異文化に触れたり、交流に参加したりできる機会を創出します。また、姉妹都市交流などの国際交流活動を通じて、国際感覚や意識づくりに努めると同時に、日本文化の良さを再認識する機会の増大に努めます。

**多文化共生社会の実現**

増加する外国人市民と、お互いの価値観や文化を尊重しながら共生し、安心して暮らしていくことができるように、市民と行政の協働による国際交流協会の設立に取り組みます。

**主要事業**

- ・ 姉妹都市交流の推進
- ・ 外国人市民の支援
- ・ 国際交流協会の設立



用語解説

1 地域教育力 (15 ページ)

「地域の子どもは地域で育てる」と考え、教育や子育てを地域のものとして実践する力

2 出前講座 (15 ページ)

市民の学習機会の拡大を図り、市政に関し情報を市民に提供するため、市内に在住、在勤または在学している 10 名以上で構成された団体に対し、メニューに応じて市職員が講師として出向いて説明する講座

3 情報提供システム (16 ページ)

情報を提供するための組織や体系

4 ブックスタート事業 (17 ページ)

10 ヶ月乳児相談の対象となるすべての赤ちゃんと保護者にメッセージを添えて絵本を手渡し、その絵本を介して暖かなぬくもりの中でやさしく語りかけることの大切さを知る具体的なきっかけを作り、心安らぐ楽しい子育ての時間を持ってもらうことにより、子育てを支援する事業。地域の子育て支援の様々な情報と機会を提供するとともに、読書への動機づけを図っています。

5 認定子ども園 (19 ページ)

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。認定こども園の推進により、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能、適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保、既存の幼稚園の活用により待機児童が解消、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実などの効果が期待されます。

6 PISA調査 (23 ページ)

Programme for International Student Assessment の略。経済協力開発機構加盟国の多くで行われている、義務教育の終了段階にある 15 歳の生徒を対象とした国際的な学習到達度調査のこと。

知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかどうかを評価するもので、国際的な学力評価として日本でも「新しい学力」の方向として近年注目されています。

7 新学習指導要領 (23 ページ)

全国のどこにいても一定の教育水準の教育が受けられるようにするため、学校がカリキュラムを編成する基準として「学習指導要領」が定められているもので、新しい「学習指導要領」は、学力低下の指摘に対し「ゆとり教育」の反省点に触れ、「基礎・基本の習得」の強調がなされました。具体的には「言語活動の充実」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験学習の充実」「外国語活動の充実」が掲げられています。

8 ELT (23 ページ)

Assistant Language Teacher の略。外国人の講師を配置することにより、実際の発音や正しい発音の仕方の理解や、異文化理解の促進を狙いとしています。

9 英語ノート (23 ページ)

外国語活動の質的水準を確保するため、文部科学省が学習指導要領に則って作成した共通教材。CD 等の教材と併用することにより、より円滑に授業を行えるものとされています。

10 ICT機器 (24 ページ)

Information and Communication Technology の略で、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語。ここで言う ICT 機器とは、文部科学省で整備目標として掲げている「教育用コンピュータ」「校務用コンピュータ」「電子黒板」「地上デジタル放送対応テレビ」等を指しています。

11 ヘルスプロモーション (24 ページ)

世界保健機関が 1986 年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく 21 世紀の健康戦略。「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義され、すべての人々が等しく健康を享受することのできる社会を目標としています。

12 スクールカウンセラー (27 ページ)

文部省が「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」という名称で、平成 7 年度から公立学校にスクールカウンセラーを配置する事業を開始しています。具体的な仕事としては、子どもとの対話や交流を通じて精神面や心理面から生活を支えるカウンセリングのほか、先生方との意見交換などを行うコンサルテーション、保護者との面接相談、自由来室活動、広報活動などがあります。

**13 心の教室相談員 (27 ページ)**

児童が心のゆとりをもてる環境づくりを目的に「悩みなどを気軽に話し、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在」として学校に配置している相談員。

**14 適応指導教室 (27 ページ)**

不登校児童生徒に対して集団生活への適応指導を積極的に行い、自主性及び主体性の育成や人間関係の改善を図り、在籍する学校への復帰を促すための指導・援助を行うことを目的として設置されている教室

**15 ADHD (28 ページ)**

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、「注意欠陥 / 多動性障害」を指す言葉。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、他動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす障害を指します。

**16 LD (28 ページ)**

Learning Disabilities の略で、「学習障害」を指す言葉。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害を指します。

**17 高機能自閉症 (28 ページ)**

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、3歳くらいまでに現れ、行動の障害のある知的発達の遅れを伴わないものを言います。

**18 親子方式 (30 ページ)**

学校給食の調理業務等を近隣の学校分を含め、まとめて1ヶ所で実施する方式。

**19 PFI (31 ページ)**

Private Finance Initiative の略で、これまで広く公的部門が提供してきたサービスやプロジェクトの建設や運営を民間主体に委ね、行政はサービスの購入媒体となることで、民間の資金を公的部門に投入する仕組みのこと。

**20 スポーツリーダーバンク (39 ページ)**

スポーツ・レクリエーション活動の普及・発展を図るため、有能なスポーツ活動指導者の登録を行い、地域や職場のスポーツ団体、学校等の要請に応じて適切な指導者を紹介する制度

**21 ニュースポーツ (40 ページ)**

日本において20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群のこと。1979年に最初に用いられた和製英語。